

事業者各位

建設業労働災害防止協会山口県支部

職長・安全衛生責任者教育の実施について

建設業における職長等現場監督者に対しては、労働安全衛生法第60条により、法定の教育を行うことが事業者には義務付けられております。

今日の建設業では、労働災害防止における職長クラスの果たす役割がますます重要になっており、特に関係業者間の連絡調整が主要業務の安全衛生責任者と、作業員の管理監督が主要業務の職長が兼務で配置される例が多いことから、一体的な教育を行っています。

当協会では、事業者に代わって下記により講習を行いますので、多数の方々が受講されますようご案内いたします。

記

1. 対象者 作業現場で、労働者を直接指導監督する立場にある者、又は混在する作業現場で他の業者と連絡調整にあたる者

2. 日時・場所

開催日	場所	時間
8月3日(水)	山陽小野田市雇用能力開発支援センター	1日目 8:45~17:20
8月4日(木)	山陽小野田市西高泊 1259-1	2日目 8:50~17:20

3. 教育科目

	教育科目の内容
第1日目	職長・安全衛生責任者の役割、作業員に対する指導及び教育の方法、危険性又は有害性の調査と低減措置等
第2日目	危険性又は有害性の調査と低減措置等、職長・安全衛生責任者が行う安全施工サイクル、関心の保持と創意工夫を引き出す方法、異常時、災害発生時における措置

4. 定員 原則として40人以内とします。

5. 受講料 13,200円

テキスト代 建災防山口県支部会員 0円 (2号会員は除く)

非会員 2,365円

6. 修了証の交付 2日間全科目を受講した者に修了証を交付します。

7. 申込方法 建災防山口県支部又は最寄りの建災防分会事務局にお問い合わせの上、事前予約をお願いします。

受講申込書は当支部のHP(建災防山口県支部)又は分会でお求めください。

令和8年6月

事業者各位

建設業労働災害防止協会山口県支部

統括安全衛生責任者教育のご案内 (旧：現場管理者統括管理講習)

一般に建設工事では、元請業者・下請業者・再下請業者等で請負契約関係にある事業者が、同一の場所において相関連して仕事を行う場合が多く、そのことによって生じる労働災害を防止するためには、それぞれの事業者が行う管理とは別に、その現場全体を統括的に管理することが必要です。

労働安全衛生法では、建設工事の元請業者や注文者に対して

- ① 下請業者及びその労働者が法令に違反しないよう、必要な指導を行う義務(安衛法第 29 条)及び技術的な指導を行う義務(安衛法第 29 条の 2)
- ② 複数の事業者の労働者が混在して作業を行うことによって生じる危険を防止するため、協議組織の設置運営、作業間の連絡調整等の措置を講ずる義務 (安衛法第 30 条第 1 項)
- ③ 自己が所有し、又は管理する設備等を下請業者の労働者に使用させる場合に、その設備に対し労働災害防止上必要な措置を講ずる義務(安衛法第 31 条)

を定めております。

- ④ 特定発注者等による特定作業に従事する労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講ずる義務(安衛法第 31 条の 3)
- ⑤ 違法な指示の禁止義務(安衛法 31 条の 4)

また、厚生労働省において、元方事業者による建設現場における安全管理水準の一層の向上を図るため、平成 7 年 4 月「元方事業者による建設現場安全管理指針」を策定しています。

当支部では、同指針を含めた統括管理講習テキストを使用して、次のとおり講習会を実施致しますので多数の方々が受講されますようご案内いたします。

1. 対象者
 - ① 建設現場の作業所長、次席など
 - ② 関係請負人の現場代理人など
 - ③ 上記の①②の立場に就こうとする方
2. 日時 令和8年8月6日(木) 8:50~17:35
3. 場所 山口県商工会館4階会議室 山口市中央 4-5-16
4. 定員 30人
5. 受講料 8,800円
テキスト代 2,035円 (建災防山口県支部会員はテキスト代無料)

6. 講習科目・時間割

科 目	時	間		
1. 建設業の労働災害と問題点 (1) 建設業における労働災害発生状況 (2) 安全衛生管理上の問題点	8時50分～12時10分	3時間 (休憩20分)		
2. 統括安全衛生管理 (1) 特定元方事業者の責務 (2) 注文者の講ずべき措置 (3) 関係請負人の講ずべき措置 (4) 統括安全衛生管理体制 (5) 事業者責任				
< 昼食・休憩 12時10分～13時00分 >				
3. 統括安全衛生管理の具体的進め方 (1) 施工計画・安全衛生管理計画 (2) 災害防止協議会の設置・運営 (3) 安全工程打合せと作業指示 (4) 場内巡視 (5) 安全ミーティングと職長会 (6) 入場時の管理 (7) 仮設備の維持管理 (8) 工事用機械の管理 (9) 職場環境の整備	13時00分～17時00分	3.5時間 (休憩30分)		
4. 建設業における労働衛生管理				
5. 異常時の措置				
6. 工事施工に伴う近隣対策				
7. 危険性又は有害性等の調査と低減措置 (1) 建設業におけるリスクアセスメント (2) リスクアセスメントの進め方 (3) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)				
災害発生状況及び特定元方事業者に関する特別規制(法令)			17時00分～17時30分	0.5時間
質疑・アンケート			17時30分～17時35分	

7. 修了証の交付 講習修了者には「修了証」を交付します。

8. 申込方法 建災防山口県支部又は最寄りの建災防分分会及び会事務局にお問い合わせの上、事前予約をお願いします。受講申込書は当支部のHP(建災防山口県支部)又は分会でお求めください。

令和8年6月

事業場各位

建設業労働災害防止協会山口県支部

建設業における化学物質管理者講習の実施について(ご案内)

化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部が改正され、リスクアセスメント対象物を取り扱う事業所ごとに、化学物質管理者の選任が義務付けられました。

当支部では、建設業における化学物質管理者を養成するため、建設業に特化した講習を下記のとおり実施いたしますので、この機会に受講されますようご案内いたします。

※リスクアセスメント対象物である化学物質を製造する事業場向けの12時間講習ではありません。

記

1. 日時・場所

開催日	場所	時間
令和8年 8月26日(水)	YMfg 維新セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	8:50~17:30

2. 科目及び時間

科目	時間
①関係法令	1 時間
②化学物質の危険有害性並びに表示等	1.5 時間
③化学物質のリスクアセスメント	2 時間
④リスクアセスメントの結果に基づく措置等	2 時間
⑤災害発生時の応急措置	0.5 時間
計	7 時間

3. 受講料等

受講料	<u>12,100円</u>
テキスト代	
建災防山口県支部会員	<u>0円</u> (2号会員は除く)
非会員	<u>1,925円</u>

4. 申込方法

建災防山口県支部又は最寄りの建災防分会事務局に
お問い合わせの上、事前予約をお願いします。

受講申込書は当支部のHP(建災防山口県支部)又は分会でお求めください。